

平成 30 年度建設業労働災害防止推進月間を迎えるにあたって

～群馬労働局長メッセージ～

建設業労働災害防止推進月間は、平成 8 年から群馬労働局（旧：群馬労働基準局）で、建設業における集中的な労働災害防止活動の推進を目的として実施されて以来、現在までその主旨が継承され、本年度も実施されます。

建設業に携わる皆様方には、日頃より労働災害防止に向けた取組をいただいているところですが、建設業を取り巻く労働環境は、少子高齢化による職場の高齢化、人材不足に伴い、さらに未熟練労働者の増加が一層進み、現場の安全衛生管理等に支障を来すことが懸念され、今までに増して効果的な労働災害防止対策の取組が必要となります。

労働災害を防止するためには、事業者および建設現場で働く労働者一人ひとりが、安全に対する意識や危険感受性を高めることに加え、安全基準や作業手順などの基本的なルールを守り、現場の 4S 活動の推進による職場環境の向上、職長や各種有資格者に対する安全衛生教育などの取組が欠かせません。

このため、本年も「人命尊重」という崇高な基本理念の下、死亡・重大災害ゼロを期すことを目的として、平成 30 年 9 月 1 日から 30 日までの 1 か月間を「平成 30 年度建設業労働災害防止推進月間」として、群馬県内の建設業における労働災害防止に向けた取組を強力に展開します。

つきましては、この「建設業労働災害防止推進月間」を契機に、労働災害防止の重要性について改めて認識を深めていただき、更なる労働災害の減少に向けた活動を実施していただきますようお願いいたします。

群馬労働局長 半田和彦